

電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ（第 11 回）議事要旨

1 日時

平成 28 年 5 月 13 日（金）13：00～15：00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所法務部長）、北俊一（株式会社野村総合研究所上席コンサルタント）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、高田潤一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）、三友仁志（早稲田大学 大学院アジア太平洋研究科教授）

総務省：

吉田情報流通行政局審議官、長塩放送政策課長、久恒放送技術課長、藤野地上放送課長、山崎地域通信振興課長、御厩情報通信利用促進課長、福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、田原電波政策課長、寺沢基幹通信課長、中沢移動通信課長、内藤衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、新田国際周波数政策室長、田沼電波利用料企画室長、越後重要無線室長、中澤監視管理室長、庄司電波政策課企画官、小川移動通信課移動通信企画官

4 配付資料

資料 制WG11-1 制度ワーキンググループ 取りまとめ骨子（案）

参考資料 制WG11-1 制度ワーキンググループ 取りまとめ骨子（案） 参考資料

5 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①制度ワーキンググループ 取りまとめ骨子（案）について

資料 制WG11-1に基づいて事務局から説明が行われ、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下のとおり。

(事務局 (高橋構成員のコメントを代読))

携帯電話エリア整備事業について、過疎化が進めばそれだけ条件不利地域が広がり、民間や自治体の力だけではエリア整備事業も困難になる。

LTE等の高度移動通信システムが導入されていない地域では、研究や教育、ビジネスといった活動が極めて難しくなると思う。若い世代が地方に移住し、新しい産業を興していく過程で、この通信環境の質が大きな障害になると思う。今後、地方活性化の観点から、携帯電話エリア整備事業については、より重点的な投資を行うべきと考える。

次の3年間でどこまでの対策を実施するのか、明確な数値目標を立てた上で、実施していただきたい。

(大谷構成員)

32ページの衛星放送受信設備に関する支援等について、実際に支援するのはどの部分なのか分かりにくく感じる。干渉対策への支援を行うものと理解していたが、受信設備の導入そのものについての支援も行うのか。

(事務局)

干渉問題は古い機器から中間周波数(IF)が漏洩することによって発生するので、適正な受信設備を導入することにより、漏洩が抑えられる。つまり、受信設備の導入イコール干渉対策となるため、受信設備の導入に対する支援を含めてご提案させていただいている。

(多賀谷主査)

全く何もないところに新たに整備するのではなく、障害があるところについて整備するということか。

(事務局)

ご指摘のとおり適正な設備に取り替えることで、干渉が起こるのを抑えるという趣旨である。

(大谷構成員)

今の説明であれば、このままでは誤解を生む可能性があると思うので、タイトルの書き方等、修正したほうがよいと感じた。

(北構成員)

この問題に対する支援というのは、適正な機器に取り換えるための費用を電波利用

料で負担するということか。また、今はその規模がわからないので、まずは調査研究をするということか。

(事務局)

現時点では、調査をきちんと行ったうえで、適正な受信設備の導入に対して支援を行うことを想定している。支援については、何をどの程度まで支援していくのかというスキーム等を別途検討し、構築していく必要があると思っている。

(多賀谷主査)

地デジの場合と同様、放送してみなければ、どの程度障害が出てくるか分からないので、どの程度支援するかというのも、現時点では検討がつかないだろう。恐らくこの話は、今後3年間だけで決着がつかず、その次の3年間の話にも繋がっていく気がする。

(飯塚構成員)

36 ページの留意事項に、今後防災分野全体を対象とすると書かれているが、この対象が実際どこまで広がるのか、この資料だけでは不透明、不明確であると感じる。限られた財源を有効に使うという観点で考えると、全体に広げることが、適切なのか疑問に感じるので、検討いただきたい。

(多賀谷主査)

飯塚構成員のおっしゃるとおりで、なぜ医療・救護だけなのかという議論はあると思う。非常通信手段ということであれば、対象は防災分野全体に広がっていくことになる。敷居をどうするかは、今後の検討課題だと思う。

(高田構成員)

59 ページの考え方に「免許不要局については、電波利用料の負担方法について慎重な検討を要する」とあるが、この書きぶりだと免許不要局が電波利用料を負担することを前提としているように感じる。「負担方法」という書きぶりについて再考していただきたい。

(多賀谷主査)

今後 IoT など免許不要局による電波利用が増え、電波利用料を負担している事業者との負担のバランスが問題となってくると思う。免許不要局に電波利用料を負担させるのは難しいと思うが、骨子案は高田構成員がおっしゃるような「負担する方向で検討する」とは必ずしも読めないのではないか。免許不要局に負担させるとなると、今

の電波利用料のシステム全体を作り直さなければならないと理解している。

現在のところ免許人が M2M で多数利用する可能性のある無線局については上限値によって一定以上の電波利用料を負担する必要が無い。一方、免許不要局で IoT を実現すれば、それでも電波利用料を負担する必要はない。そういう意味では、負担については平等とも言える。何らかの形でそれが崩れた場合、検討の必要があると思う。

(宍戸構成員)

従来の電波利用共益事務の 3 つの要件に該当するという大枠の中で、「次期電波利用共益事務の選定の視点」にある「電波利用を通じた社会への貢献」、「電波利用を通じた社会的課題の解決」につながる施策を選定していく考え方は政策体系として整合性のある検討がされていると理解している。

現行の施策が恒常的な施策であるのに対し、次期の施策は大部分が電波の世界外の様々な社会上の事情との相関関係で政策のタイミングが決まってくるものだと思う。電波が社会の課題にどのように関わるか日頃から総務省が把握しなければならないと思う。その上で、現行の施策よりも柔軟に要否を検討する必要がある。達成度を踏まえて、社会に貢献できているのかどうか、貢献したのもう行わなくていいののではないかなどを考える必要があるのではないかな。

41 ページに、「4 電波利用料の用途については、毎年度、行政事業レビューを実施するとともに、3 年に一度、政策評価も実施している」とあるが、先ほどの観点からすると、個別に行政事業レビューや政策評価を行うのではなく、電波利用共益事務の考え方の変化を踏まえた上で行政事業レビューや政策評価を行うことを検討していただきたい。その場合、今回の電波利用共益義務の議論の成果を行政事業レビューや政策評価の在り方に反映させることも検討していただきたい。

(多賀谷主査)

行政事業レビューや政策評価は、あらかじめ定まった目標との関係のレビューを行うが、社会の貢献に関わるものはもっと柔軟に対応してほしいという趣旨でよろしいか。3 年間の間に事務を含めて電波の利用は変化していくので、ある程度柔軟な形で、重点的に政策を打つようにしてほしいということか。

(宍戸構成員)

今回検討している電波利用共益事務に関して、今回認めたからずっと続ける、あるいは今回認めなかったから 3 年間行わないというように硬直的に考えないほうがよいという趣旨。電波利用共益事務のあるべき姿に常に立ち戻った上で議論、検討をしていただきたい。

(大谷構成員)

宍戸構成員の意見に賛成する。その際、電波利用料を負担する免許人側の予測可能性等もあると思うので、使途については、達成度等をフィードバックしながら柔軟に見直すことは行いつつ、全体の歳出規模等については、免許人に対する影響なども考慮することをただし書で加えていただきたい。

(大谷構成員)

リテラシーの向上について、34 ページの実施にあたっての留意事項に若い世代に対して取り組むことを言及しているのはよいと思うが、人体に対する電波の影響への誤解や、青少年にとって携帯電話のサービスが危険なものという認識が強まる可能性があるというのは、少し書きすぎだと思う。電波が人体に影響を与える可能性があることは事実であり、サービスの中にも危険なものもあると思う。書きすぎにならないように注意していただきたい。

(三友構成員)

リテラシーの向上について、昨今問題になっているような、様々な問題が起こらないように広い意味でのリテラシーや電波教育を推進するべきだと考えている。大谷構成員がご指摘のとおり電波が危険なものであるということを周知させるのが目的ではない。

(北構成員)

私も前回そのような発言をした。

(多賀谷主査)

3人からそういう意見が出ているので、多少の訂正をお願いします。

(宍戸構成員)

74 ページの考え方2点目に「航空機局の検査について、航空法におけるスキームを参照し、運用航空事業者が自ら PDCA サイクルを実施することにより予備的整備・管理の仕組みを導入することを検討すべきである」とあり、75 ページに「定期的な検査を受けることを要しない仕組みとするよう要望」とあるが、これは規制緩和と結びついたような話なのか、それとも今までの規制に上乗せするようなイメージなのか。

(事務局)

事業者のこれまでの取り組み方によって、規制が緩和されたり、あるいは厳しくなったりする。航空機の無線局は、他の無線局と違い耐用年数が最大で30年と非常に長

いものも多く、まだアナログの機器を手動で調整しているものもある。そういった古い機器を乗せている飛行機を運用しているエアラインは、現状でもかなり厳しい日常点検運用をしており、今の航空法における航空機の規制のスキームは、それを前提とした厳しいルールになっている。そういった維持管理をきちんとやっているような場合については、1年に1回の点検をなくそうというものであるため、現状厳しいルールに従っている方にとっては実質的には緩和になる。一方で、最新の設備を持っていて、定期検査を1年に1回受けている場合には、新しい制度に移行するとこれまで以上に厳しいメンテナンスの努力が課されることとなる。ただし、小規模のエアラインや自家用機といった、そもそも日常的に厳しいメンテナンスをすることがマンパワー的にも難しい場合には、現行の制度をそのまま使っていただくことを想定している。

(宍戸構成員)

規律を合理化するという趣旨であろうと思う。前提となる立法事実、例えば技術水準が変わった、事業者の検査能力が上がった等の背景があれば併せて教えていただきたい。

(事務局)

本件はもともと、新規参入の格安航空事業者（LCC）から定期検査の在り方についての規制緩和要望が出されたことを踏まえ、省内の別の検討会で航空機無線局の定期検査の在り方について検討を2年ほど進めていたもの。その検討の結論の方向性がおおよそ同時に出たので、その中身をサービス WG のワイヤレスビジネス TF で紹介し、今回の定義の中にも取り込んだ。

(大谷構成員)

67 ページの考え方 1 点目に「開設計画の審査基準で、公平性の観点を考慮すべき」とある。この点については基本的に賛成だが、「公平性」という言葉が非常に多義的に用いられている。68 ページに三友構成員の意見として、「機会の公平性と結果の公平性があるが…将来市場の活性化の観点からは競争事業者の増加が重要であるため、…競争促進の観点から公平性を考えるべき」とあるとおり、既存の市場を前提とする結果の公平性にとられることなく、公平性をもう少し積極的な意味で捉えたほうが良いと思うので、そういう方向で受け止められるように言葉を補っていただきたい。

(三友構成員)

大谷構成員のご指摘のとおり。日本では周波数オークションが行われていないが、例えば海外では新規参入者のために特別に周波数枠を割り当てることも行われている。既存事業者の市場構造を前提とするのではなくて、なるべく競争促進の方向に向かう

ように制度設計をしていけば、市場が活性化するのではないか。

(三友構成員)

72 ページの地域 BWA 関係について、考え方が2つ示されているが、方向性が見出せていないように思うので、何か一定の目途のようなものがあるとよい。しかし、地域 BWA をどのようなかたちで具体的に活性化していくのかということについては、今までの過去の歴史の中では見出せていないし、将来的にも非常に難しいと思う。その点事務局はどう考えるか。

(事務局)

利用状況については、一定期間ごとに公表していくことが必要だと認識している。その上で、事業者をはじめとして、こういった用途に使いたいという要望を踏まえ、割当ての在り方の見直しを含めて定期的に議題にしていくものだと思っている。

(飯塚構成員)

地域 BWA については、現時点で 41 事業者が免許されているという記載がある。利用料の使途として自治体の Wi-Fi 整備が検討されていること、事業者からの意見で BWA をバックボーンに使うことも想定されているという意見が出ていることも踏まえ、行政主導でやるのは適切ではないと思うものの、既存の WiMAX 事業者のいる地域・自治体については、そういったものを活用して、自治体 Wi-Fi を整備するかたちを1つのオプションとする考え方もあると感じた。

(高田構成員)

64 ページの考え方3点目に「それぞれのシステムの特性を踏まえつつ、適切な周波数割当て等を行っていくべき」とある。これはそのとおりと思うが、国際的な周波数の割当てとの統一という観点がなくていいのかという点が気になる。過去にも国内の市場や国内の周波数割当ての状況だけを見て決めてしまったことがあったように思う。だからといって慎重にやるということではないが、きちんと国際的な状況を踏まえないとその後のビジネスの展開に問題があると思うので、その点を明示的に書いた方がよいと思う。今の書きぶりだと、システム特性だけを踏まえればいように読めちゃう。

(事務局)

ご指摘のとおり。海外の動向等の文言を入れて修文する。

(高田構成員)

70 ページの考え方に「周波数の共用を促進するため周波数共用可能性の判断や免許人の調整等を容易にするための仕組みを検討すべきである」とあり、そのとおりだと思う。ただし、これまでの議論の中では、免許不要局もそれなりに意識して議論されてきたと思うので、今の記載に加えて、免許人間の調整だけではなく、自律的に調整するシステムの在り方そのものについても踏み込んだ書き方をした方がよいのではないか。

(事務局)

ご指摘の点は重要であるので、ここに付記するような形にさせていただく。

(高田構成員)

76 ページの背景 2 点目には「電界強度の測定方法については告示で示されている」と書かれており、考え方 2 点目には「測定方法を定めた告示において、詳細な測定条件が規定されていないことから」と書いてあるが、そもそも詳細な測定条件が規定されていないということを背景の方に明示的に書くべきではないか。今の書きぶりだと告示に示されているので問題ないと読み取れなくもないので、論点となる部分がはっきり分かるようにしたほうがいいと思う。

(事務局)

規定されている方法だけでは、測り方によっては若干数値にブレが出て、実際に適合したとしているものが別の機関が測ったら適合していないというケースが散見されることから、もう少し精緻にしたほうがいいのではないかとこのところから議論が始まったと認識している。表現ぶりについては整理させていただきたい。

②その他

事務局から、次回会合の日程・場所等について説明が行われた。

(3) 閉会

以上